

[事案 2023-313] 新契約無効等請求

・令和 6 年 12 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 12 月に乗合代理店を通じて契約した 2 件の終身医療保険（契約①②）について、以下等の理由により、契約①②を無効としてほしい。また、裁定審査会への申立時から現在に至るまでの間の利益の喪失分を損害賠償してほしい。

- (1) 契約①②は、募集人からタブレットによる説明を受け、説明終了後に設計書とパンフレットを受け取ったにすぎない。
- (2) 契約①②は、提示された保障内容でしか加入できないと理解していたが、実際には複数のプランから組み立てることができる商品だった。

<保険会社の主張>

契約①②については、申込時に適切な説明を行い、契約後も年に 1 回、契約内容通知文書を送付し契約内容を確認いただく機会を設けていたことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明内容等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

[事案 2023-313] 新契約無効等請求

・令和 6 年 12 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 12 月に乗合代理店を通じて契約した 2 件の終身医療保険（契約①②）について、以下等の理由により、契約①②を無効としてほしい。また、裁定審査会への申立時から現在に至るまでの間の利益の喪失分を損害賠償してほしい。

- (1) 契約①②は、募集人からタブレットによる説明を受け、説明終了後に設計書とパンフレットを受け取ったにすぎない。
- (2) 契約①②は、提示された保障内容でしか加入できないと理解していたが、実際には複数のプランから組み立てることができる商品だった。

<保険会社の主張>

契約①②については、申込時に適切な説明を行い、契約後も年に 1 回、契約内容通知文書を送付し契約内容を確認いただく機会を設けていたことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明内容等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。